

## コミュニティ NET ひたち(CNET)会員継続のご案内

2026年2月17日  
NPO法人コミュニティ NET ひたち  
事務局 山崎 勝敬

CNET会員の皆さん:

こんにちは、CNET事務局の(山崎)です。

日頃よりコミュニティ NET ひたちの講座受講並びに各種活動にご参加いただき、誠に有難うございます。今年も、また会員継続お願いの時期となりましたので、ご案内させていただきます。来年度(2026年度)も、何卒継続されますようお願い致します。

なお物価高騰のおり大変申し訳ないのですが、パソコン教室のノートパソコン等の老朽化に対する設備更新を行うため、年会費を1,000円(月額83円相当)値上げをお願いすることになりましたので、何卒ご理解のほどを宜しくお願ひいたします。

年会費の納入は従来通り、下記のどちらかでお願いします。

1)常陽銀行の口座へ振込

常陽銀行(0130) 多賀支店(017)

口座番号:(普通)1748875

口座名義:特定非営利活動法人コミュニティ NET ひたち 代表理事 久保裕

2)事務所で納入

ご都合のよい日に事務所へお持ちください。

(講座受講の際でも結構です)

新しい年会費は、以下のようになりますが、従来通り年一括で支払うか、前期／後期の2回で支払うかを選択できます。

年間一括 : 7,000円  
半年払い : 3,500円

また、退会される方は、CNETまで必ず退会のご連絡をお願いします。

以上

## 【2026年度の新しい取り組み内容】

### 1. 認定 NPO 法人取得申請の取り組み

現在の CNET は、「通常の NPO 法人」であり、茨城県から認定 NPO 法人としての認証を受けていません。そのため以下に示すような不都合な点があります。

- a) 寄附金納入者に対する税制優遇措置(所得控除や税額控除など)が無い
- b) 「みなし寄附金制度」などの法人税の負担軽減制度が適用されない
- c) 企業や行政からの信頼度に難がある、等々

一方、認定 NPO 法人になると、上記のような不都合な点が解消され、会員の皆さんには税制の優遇措置などのメリットが出てきます。

CNET としては 2026 年度からの 2 年間の実績をあげて、2028 年度に「認定 NPO 法人」認証の申請を行うため、下記取り組みを始めます。具体的には（認証を得るために）、2 年間の実績値として年間 100 人以上の方から、各人 3,000 円以上の寄付金を受ける必要があります。そこで、

- a) 年会費の取り扱いを、年会費と寄附金として領収することにします。  
これにより、認定 NPO 法人取得後は、確定申告時等で年会費の寄附金分の金額を寄附金として所得控除等の控除が受けられます。（2027 年 2 月や 2028 年 2 月の確定申告等には使用できませんのでご注意願います。認定取得時には別途連絡します）
- b) 上記に伴い、領収書等の表記に「年会費のうち 3,000 円は、当法人に対する寄附金として受領した」旨の文章を明記します。
- c) CNET 予実算表や活動計算書等で使用する項目に「寄附金」を追加します。

### 2. タイムリーな話題に対応した講座の設定

最近あちこちでよく聞く「生成 AI」の話題等、その時々にあったタイムリーな話題をテーマとした講座を開設します。

これは CNET のパソコン教室と日立市後援講座の両方で計画して進めています。

### 3. より集まりやすい会員向けイベントの企画・開催

一昨年から始めました「CNET サロン」や Instagram 等での情報発信では、興味を持たれた会員の皆さんのご協力もあって、盛況に推移しております。

今後も「群れて楽しむ」をモットーに、サロン以外にも各種交流会の復活や、例えば「チャリティーバザー」のような楽しめる場を企画していきますので、どうぞふるって参加くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

#### 4. 受講者が少人数の講座の取扱いについて

CNET 会員向けのパソコン教室において、従来は受講者が少人数（1～2名）の場合でも、できるだけ多くの会員の皆さんに楽しく受講していただこうと考え、実際には受講料の割り増しや閉講などの措置は行っておりませんでしたが、昨今のパソコン教室の状況はそれを許容できなくなってきております。

具体的に1月のパソコン教室の実績を例にあげると、18講座中7講座（約40%）が2人以下の受講者数となっており、CNETの収支に大きな影響を与えています。なおこの数値は、日立市後援講座や個別指導等は除外しています。

そこで2026年度からは、CNETのパソコン教室の受講料を以下のようにいたしますので、ご理解とご支援を宜しくお願い致します。

- a) 1講座あたり3名以上の受講者がいる場合には、従来通り変わりありません。
- b) 1講座あたり2名以下の受講者の場合、個別指導と同じ扱いとします。  
すなわち、月額制から1回毎の相談券(2,000円/回)での受講となります。
- c) 当初は3人以上受講していた講座だが、途中から受講者の都合で2人以下になってしまった場合、最初の1ヶ月は変わりありませんが、2ヶ月以上続く場合には、上記  
b)と同様に、個別指導と同じ扱いとします。

以上、できるだけ受講料の値上げをせずに収支の改善を図ろうとした施策と考えますので、何卒ご理解ご了承くださいますよう宜しくお願い致します。

以上、よろしくお願ひいたします。